

企業活動と社会的責任

——重要な会計方針の開示について——

長 嶋 義 貴

- 〈目次〉
- I 開 題
 - II ディスクロージャーとアカウントビリティ
 - III 会計方針の注記
 - 1 会計方針の意義
 - 2 経理自由の原則と継続性の原則
 - 3 改正計算書類規則第3条第1項ただし書と継続性の原則
 - 4 注記事項の記載方法
 - 5 会計方針の変更の注記
“重要な会計方針の変更又は変更による影響とは”
 - 6 会計方針の変更理由の記載
 - IV むすびに代えて

I 開 題

昨今、国、地方公共団体、会社等種々の経済主体（economic entity）で、とくに社会的影響力の大なる組織の活動情況についての情報開示、すなわちディ

企業活動と社会的責任——ディスクロージャーを中心として——は、本学の共同研究グループ「ディスクロージャー研究会」の第二回研究テーマである。

筆者は、財務会計の領域から参加し、本稿はその研究過程の中間報告として執筆したものである。なお、この研究は、本学の総合科学研究所より研究助成を受けたものであることを付記する、

スクロージャー (disclosure) が世界的に論議されている。なかでも営利企業の情報公開制度、いわゆる企業内容開示制度が企業の利害関係者 (interests group) に対する社会的責任 (social responsibility) の遂行との係わりにおいて論議されるにいたり、多くの関心を集めるところとなった。それは、商法や証券取引法等、現行の制度会計において企業が情報の開示対象とする株主、債権者並びに一般投資家の情報要求に十分こたえうる状況にあるかがその主要な課題となる。

それは、今次行われた一連の法規改正の審議過程に具体的に表われているところである。

商法並びにその運用規定である商法計算書類規則 (昭和 57 年 4 月 24 日、法務省令第 25 号、以下、「改正規則」といい、それに対して「旧規則」という。) の改正は、世界に脅威を与えるまでの著しい発展を遂げたわが国の企業に対し、世界各国に散在するそれら企業の利害関係者に対して負う会計責任 (accountability) を包含する社会的責任を遂行させるための必然性を有するものと解される。

統発する粉飾決算、あるいは不正経理⁽¹⁾、それを基因とする企業倒産⁽²⁾は株主や債権者に莫大な損害を与えている。

また、ロッキード社からの航空機輸入にからむ疑惑問題は、国民に大きなショックと政治に対する不信感を抱かせ、国家を揺がす政治問題に発展している。

こうした破局的、危機的情况を招く以前に、株主、債権者並びに一般公衆が、それを“予知”し、自らを保護することが可能なだけの情報開示を要請することは当然の権利である。そのためのディスクロージャーの拡充はもちろんのこと、今次の改正では、その改正試案が公表された昭和 54 年当初、問題とされていた航空機疑惑問題、国際電電の乱脈経理、不二サッシの粉飾決算等の会社の非行防止に関連して、株式会社の自主的監視機能を強化する方向が打ち出され、現行株式会社制度への危機感を抱かせたことは注目すべきことである。

さらに特筆すべきことは、「会社ハ何人ニ対シテモ株主ノ権利ノ行使ニ関シ財産上ノ利益ヲ供与スルコトヲ得ズ」とする改正商法第 294 条ノ 3 第 1 項の新設

である。

この条文の“ねらい”は、定時総会の適正な運営を阻害しているといわれる総会屋の排除にある。

賛助金等と称する利益の無償供与はもちろんのこと、例えば発行部数の少ない雑誌や新聞を発行して、過大な購読料や広告代を会社から徴収する有償の供与でも返還を義務づけられることになった。同時にこうした給付に関与した会社側役員ならびに従業員も懲罰を含む処罰の対象となるなど入念にして、かつ厳しい措置が採られることになった。

いくなれば、会社に対する社会の信頼を回復し、会社の社会的責任を明確にすることが最大の目的と解される。しかし、こうした規定が設けられたとはいえ、問題としてのこるのは会社側の姿勢である。

昭和57年10月1日からの改正商法施行の効果いかんは、企業倫理の確立は、会社自らの認識度にあることは論を待たないところである。

いうまでもなくディスクロージャーは、自由経済社会において企業の存在が株主、債権者だけでなく消費者、従業員、国家、外国人に対しても一段と重要性を増している現在、企業活動の内容を広く公開することによって公正な競争を促進し、自由経済体制の円滑な発展を図ろうとするものである。

今日のいわゆる大企業体制下では、それら企業の一挙手一投足が直接国民経済に重大な影響を与えることになる。わが国の企業は、いまや世界に冠たる国際競争力を有し、その経営力は各国の脅威となっている。こうした現状は決して好ましいものではなく、真の自由経済社会は、相互の深い理解の上に成立し維持されるものであり、そこから正常な資本、技術、人材の交流が図られなければならない。このような視点に立てば、健全なディスクロージャーの発展は経済摩擦の緩和につながるものと考える。こうした意味で国際会計基準の世界的制度化が待たれるところである。

本稿は、昭和57年10月1日施行の改正商法及びそれを法務省令として規制化するために改正された商法計算書類規則、さらに、その改正に対処するために修正された企業会計原則（昭和57年4月20日修正、以下「修正会計原則」といい、それに対して「旧会計原則」という。）、同注解（昭和57年4月20日修

正, 以下, 「修正注解」といい, それに対して「旧注解」という。)並びに, 財務諸表等の用語, 様式及び作成方法に関する規則(昭和57年9月21日, 大蔵省令第59号, 以下, 「改正財務諸表等規則」といい, それに対して「旧財務諸表等規則」という。)に新設された開示規定としての「重要な会計方針の開示」(disclosure of the significant accounting policies), 及び「その変更の注記」(notes on the change of accounting policies)に係わる規定について考察し, その明確化を図るものである。

II ディスクロージャーとアカウンタビリティ

そもそもディスクロージャー概念の起源は古く株式会社の生成(17世紀初頭)にその端を発し, その発展は株式会社の規模拡大と, それに伴う利害関係者の多様化に随伴して加速されたと解される。

株式会社は, その本質とする資本調達の有利性をいかに発揮し, 内部的には固定資本の有機的構成の高度化を促進し, 外部的には投資家の投資判断, その他利害関係者の意志決定のための資料として, 必要な情報を洩れなく, 適時に, 適量だけ開示されることが要求されるにいたった。

一般にディスクロージャーを検討する場合の論点として次の諸点があげられる。

- (1) 商法上のディスクロージャー
- (2) 証券取引法上のディスクロージャー
- (3) 制度上の保護を受けない人達に対するディスクロージャー

上記のうち(1)と(2)は, あらゆる利害関係者の個々の関心や要請を反映したものではなく, 株主, 債権者および一般投資家を背景として発展してきたものである。

したがって, 現行の開示制度のもとで作成される公表財務諸表や計算書類は, それ以上あるいはそれ以外の利害調整や意志決定に直接役立つようには作成されていない。

- (3)に位置する人達は, 林立する企業と何らかの係わりをもちながら制度上の

ディスクロージャーの対象者として認識されていない。

企業が生産と消費の相互関連で存在するものである以上、こうした人達に対するディスクロージャーの仕組みを確立することが必要であると考えられる。ただし、事実上発言や要求の機会、能力に欠け、しかも情報不足によって重大な損害をこうむる可能性ある利害関係者に対し、財務諸表の利用を推進し、これを防止・救済する方法が真の公開といわれるものである⁽³⁾。

ところで、株式会社の大規模化に伴う資本集中は株式会社の本質に根ざす現象であり、その背景としての法的な組織構成は、信託関係の認識と出資と経営の分離現象として理解される。具体的には財産受託者である株式会社は、信託法理に基づいて財産委託者である株主に対して財産の管理、運営、処分に係わる会計責任、すなわちアカウンタビリティー (accountability) が自覚され、それを遂行するためにディスクロージャーが要請されるものである。

また、その背景にある出資と経営の分離によって、株式会社は物的な組織体となり、企業会計は企業そのものとしての企業体の立場で経営活動に対する成果計算を行うことになる。かくて財産の管理・運営を任された受託者の責任として企業の経済活動を記録・計算・測定して公正な損益計算を行い、株主に対して必要とする企業情報を提供するものである。

その一連の行動は、企業が資本の提供者である株主に対して負うアカウンタビリティーを遂行し、その解除を得るための自発的行為でなければならない。

大規模株式会社においては、株主の拋出する自己資本のみによって企業資金を賄えるものではない。銀行借入や社債発行、取引先からの信用授与によって調達される他人資本の額は、大会社の多くは自己資本の5倍強に達している。

こうした議決権等の権利が認められない債権者に対しては、とくに債権者保護の見地から企業の財務内容のほかに、販売、製造等の情況、さらに将来の企業行動に関する情報開示もアカウンタビリティーとして要請されよう。

このように、会社に対して株主持分ないしは債権者持分を有することが、その立場をして社会的に認識され、開示対象者として法律や規則によって保護されるのである。

エクイティー・アカウンタビリティー (equity accountability) はまさに現行

の企業内容開示制度における商法上のディスクロージャー制度の思考を形成するものといえる。

エクイティー・アカウンタビリティの考え方に立てば、会社が情報の開示対象者として認識する利害関係者は上記の株主、債権者に制限される。要するに企業資金の提供者としてエクイティー・アカウンタビリティを負うと認識されるものだけが開示制度の対象者としてその保護ないし恩恵を受けるのである。

旧商法は取締役の計算書類⁽⁵⁾に対して負うアカウンタビリティについて、その第284条⁽⁶⁾において計算書類が定時総会の承認をえた後2年以内に別段の決議のないときは、会社は取締役または監査役に対してその責任を解除するとみなすとしているが、改正商法はその解除規定を削除した。それにより取締役・監査役の計算書類に関する責任は10年の時効が成立するまで継続することになったのである。

解除規定を削除した意図は、それによって会社の自主的監視機能を高め、取締役・監査役の計算書類に対して負うアカウンタビリティをさらに重くすることを図ったものと考えられる。

それは改正商法第283条第1項⁽⁷⁾の規定により、計算書類のうち営業報告書はすべての会社において定時総会の承認を要しないこととなり、さらに大会社については、改正株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第16条⁽⁸⁾（以下、「改正商法特例法」という。）の規定により、貸借対照表・損益計算書については監査報告書に監査役および会計監査人の監査結果が相当であると認めた旨の記載があるときは、定時総会の承認を要しないことになった。したがって、改正商法においては計算書類のうち、利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案のみが定時総会の承認の対象となるのである。

さて、ディスクロージャーによって制度的に開示の対象とされない人達に対して、ディスクロージャーのあり方を再検討することによって、これらの人達を保護しようとする機運が高まりつつある。

企業行動によって種々のインパクトをこうむる可能性のある従業員、消費者、企業の立地する地域住民等に対して、いかなる内容の企業情報を、いかなる方

法で開示すべきか、また、その場合にこれらの人達を開示対象者とすべき論拠を何に求めるか等が問題となるであろう。

現代の企業が経済的社会組織の一部として制度化され、人類の福祉に貢献する高度な社会性をおびた存在として求められ、それが社会構成員の各層と深い利害関係を有している事実から、企業に対する理解を深める意味からも製品のPRだけでなく、適正な販売価格に対する原価の公開は当然行われるべきであると考えている。

若杉明教授は、企業内容開示の対象として制度的に保護されない人達を含めた利害関係者に対する企業内容開示の必然性について、参加の理論をもって大要つぎのように説明している。⁽⁹⁾

「株主、債権者、従業員、仕入先、消費者、得意先等はすべて企業に参加することによって、保有する財産を有効に運用したり、利子や配当を稼ぎ、また従業員となることによって所得をえなければならない。仕入先は企業より原材料や商品を購入することにより、また得意先は企業に対して原材料や商品を販売することによりそれぞれ経営活動を営むことができる。

消費者は商品・製品を購入することにより生計を営んでゆかなければならない。このようにして企業は参加者を確保することにより、これらの人々から貢献を引出すことができ、他方利害関係者は参加者として誘因を受けることができるのであるから、利害関係者の企業への参加は、企業と利害関係者とに貢献と誘因とをそれぞれ保証し、企業と利害関係者とが一体となって一つの社会集団を構成することを意味している。そして参加を不可欠とする企業が社会構成員に向って参加を呼びかけ、他方企業への参加を必要とする社会構成員が企業の参加者になるかどうか、また既参加者が参加を続けるか否かを決定するためには、企業にも利害関係者にも、ともに貢献および誘因についての情報が必要とされなければならない。企業の立場からすれば、社会構成員に企業への参加者になってもらうための呼びかけにあたっては、誘因と貢献の状況を示す情報を作成して公開する必要がある。

当該企業への参加者になることがいかに有利であるかを示すための情報は、企業が参加者を募るうえでなくてはならないものである。

他方企業の開示する情報は、社会構成員が当該企業の参加者になることが有利であるかどうか、また既参加者がさらに参加を続けることが有利であるか否かの意志決定を行うにあたって貢献と誘因の状況を示す情報として不可欠である。このようにして株主等として企業への参加者となるための意志決定を行うにあたっては、その企業への参加者になることによってえられるメリットとデメリットとを比較するために、他方企業の側からすれば、参加してもらう場合に企業に対してなされる貢献と、参加をいざなう誘因とを参加者が比較考量できるように、企業に関する情報が開示されなければならない。」

以上のように、参加の理論は企業に対して与える貢献よりも、それによって得られる誘因が大なる（プラスの）場合に企業への参加者となるための意志決定がなされるとしている。さらに若杉明教授は、参加の理論に基づく企業内容開示の本質について次のように結論づけている。⁽¹⁰⁾

「企業が開示に消極的であったり、開示をしぶったりしたのでは、参加を誘うことができない。そして参加者がなければ、企業の存続、発展がおびやかされるような性格をもった企業の死活を制する情報の公開制度こそ、参加の理論に基づく企業内容開示制度の本質にはかならない。」

この参加の理論によれば、開示されるべき企業の情報は貢献と誘因を内容とするものでなければならない。

その場合、要求する情報を異にする人達に対し、それぞれが意志決定するための具体的かつ客観的に測定された形での貢献と誘因とをいかに表示するかが問題としてのこる。

その点に関して若杉明教授は「開示されるべき情報を測定し、伝達するためのシステムが構築されなければならない。測定・伝達される情報は会計情報に限定されておらず、非会計的な要素を含んでいるために、あらたな探究視点と研究手法とが開発されなければならないであろう。」と述べている。⁽¹¹⁾

同教授の言われるように、たしかに開示されるべき企業情報は会計情報に限定されてはいないが、誘因－貢献＝プラスという客観的結果（数値）に基づいて企業への参加者となるか否かの意志決定を行う以上、誘因と貢献の表示は後日の紛争を防止するためにも客観的数値によることが好ましいと考える。表示

される情報に予測的な要素が含まれるにしても曖昧な情報の開示はさげなければならないと考える。要するに、開示される企業情報は、どのような論拠に基づくにせよ、企業との係わりをもつ利害関係者にとって真実かつ的確な企業内容の把握に資するに足る有用な内容をもつものでなければならない。

企業情報の直接開示を受ける立場にない利害関係者に対しては、さらに会社の自発的な情報開示を期待する以外にない。

Ⅲ 会計方針の注記

1 会計方針の意義

昭和57年4月24日、商法改正一昭和56年6月3日、商法等の一部を改正する法律（法律第74号）による商法、商法特例法等の改正一に伴う法務省令の改正が行われ、同年10月1日から施行されることになった。

今次改正された法務省令は商法計算書類規則（昭和38年法務省令第31号）である。

昭和57年、同規則の一部を改正する規則（法務省令第25号）により、新たに営業報告書の記載方法、貸借対照表および大会社の損益計算書の公告要旨の記載方法が定められ、タイトルも「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」と改められた。

旧規則では、第3条に「評価の方法その他の会計の処理の方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。」と定めると共に、第21条、第24条の2、第31条、第36条、第40条等の注記に関する条項を設けているが、改正規則では第3条を詳述し、さらに追加規定を設けている。

その要点は次のとおりである。

- (1) 会計方針の注記に関する事項（第3条）
 - ① 資産の評価方法
 - ② 固定資産の減価償却の方法

- ③ 重要な引当金の計上の方法その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針（その採用が原則とされている会計方針は除く。）
- (2) 外貨建の資産および負債（第 23 条の 2 及び第 32 条の 2）
- (3) 重要な係争事件に係わる損害賠償義務などの偶発債務（第 32 条）
- (4) 1 株当りの当期純利益または当期損失（第 35 条の 2）

(1)の③その他の重要な貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針とは具体的にどのようなものなのであろうか。

昭和 55 年 7 月 17 日付、企業会計審議会の「商法計算規定に関する意見書」および昭和 57 年 1 月 14 日付、同審議会の「法務省令制定に関する問題点」に対する意見書では次の項目が注記事項として開示すべきものとされていた。

- イ たな卸資産及び有価証券の評価
- ロ 固定資産の減価償却方法
- ハ 繰延資産の償却方法
- ニ 外貨建項目の換算方法
- ホ 引当金の計上（設定・取崩）方法
- ヘ 収益の計上（認識）基準

ここに例示されているもののうち、改正規則第 3 条第 1 項に明示されていない「繰延資産の処理方法」および「収益の計上基準」等は重要な注記事項として考えられる。

なお、繰延資産については商法第 290 条第 1 項第 4 号に規定する超過額は注記しなければならない（旧規則第 36 条）と規定しているが、償却についての注記の規定はない。

さらに改正規則は第 3 条の 3 において「この規則で定めるものはか貸借対照表又は損益計算書により、会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。」とし、いわゆる追加情報の注記に関する一般的規定を設けている。

つぎに修正注解〔注 1 - 2〕は、重要な会計方針の開示について、と題して「財務諸表には、重要な会計方針を注記しなければならない」と定め、会計方針

の例として、

- イ 有価証券の評価基準及び評価方法
- ロ たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ハ 固定資産の減価償却方法
- ニ 繰延資産の処理方法
- ホ 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
- ヘ 引当金の計上基準
- ト 費用・収益の計上基準

をあげている。

改正財務諸表等規則第8条の2は、「重要な会計方針」と題して「財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法で次の各号に掲げる事項は、利益処分計算書又は損失金処理計算書の次に記載しなければならない。ただし重要性の乏しいものについては記載を省略することができる。」として、修正注解〔注1－2〕とはほぼ同内容の事項を列挙している。

さらに、改正財務諸表等規則は、その第8条の5において、改正規則第3条の3の規定と同様の追加情報を脚注として注記することを定めている。

ここに省略できる場合として、“重要性の乏しいもの”としている点は、重要性の定義が明示されていない現在においては客観性に乏しい文言であり、恣意性の介在する余地をのこしたものといえる。

重要性の定義については、アメリカでもいまだ公式見解は示されていないが、ARS第7号第2号「基礎概念」(Accounting Research Study, No. 7, para. 2, 「Basic concepts」)に次のような定義が示されている。

“A statement, fact, or item is material, if giving full consideration to the surrounding circumstances, as they exist at the time, it is at such a nature that its disclosure, or the method of treating it, would be likely to influence or to ‘make difference’ in the judgment and conduct of a reasonable person”

さて、ここで明確にしなければならないことは、「会計方針」とはどのようなことかということである。

会計方針という用語は、アメリカ会計原則，国際会計基準で用いられている用語であり，まず，その概念規定を考察する必要がある。

APB. Opinion, No. 22, 「会計方針の開示」⁽¹²⁾ 6 (Disclosure of Accounting Policies, parag. 6) に次のような定義がみられる。

「6 財務諸表を公表せんとする会計報告主体の会計方針とは，そのおかれている状態において，財政状態，財政状態の変動，経営成績を一般に認められた会計原則にしたがい，適正に表示するために会計主体の主宰者により最も適当と判断されるものであり，それゆえに財務諸表の作成にそれぞれ採用される特定の原則でありその適用方法である。」

すなわち，会計方針とは，「財務諸表の作成に採用される特定の原則および適用方法」をいうものとされている。

国際会計基準第1号第8項「会計方針の開示」⁽¹³⁾ では次のように述べている。
「8 会計方針は，財務諸表の作成表示に際して，経営者により採用される原則 (principles)，基準 (bases)，慣行 (conventions)，規程 (rules) および手続 (procedures) を包含している。」(8 Accounting policies encompass the principles, bases, conventions, rules, and procedures adopted by managements in preparing and presenting financial statements.)

さらに parag. 9 において，経営者が適切な経営方針を選択適用し，財務諸表を作成するにあたって考慮しなければならない事項として，

- ① 慎重性 (prudence)
- ② 形式よりも実質の優先 (substance over form)
- ③ 重要性 (materiality)

を指摘している。

APB. Opinion No. 22 が特定の原則およびその適用方法としているのに比べ，国際会計基準は，さらに慣行，規程を含めている点で会計方針に対する解釈が若干広いように考えられる。

会計方針という用語が，わが国商法上初めて用いられたのは，昭和56年改正商法第281条ノ3第2項第5号において，監査役（商法特例法第2条の各号に

該当するいわゆる大会社においては会計監査人)が取締役に提出する監査報告書の記載事項の一つとして「貸借対照表又ハ損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更が相当ナルヤ否ヤ及其ノ理由」が定められたところである。

さらに改正規則第2条第1項は「貸借対照表及び損益計算書は、会社の財産及び損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。」と規定し、そのための措置として同規則第3条第1項は、会計方針の注記に関して具体例をあげて定めているが、会計方針の概念については何らふれていない。

改正財務諸表等規則にも、とくに会計方針の概念にふれた規定は見当たらない。

それについては、公正な会計慣行に委ねているものとする見解がみられる。すなわち、修正注解〔注1-2〕「会計方針とは、企業が損益計算書及び貸借対照表の作成に当って、その財政状態及び経営成績を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに表示の方法をいう。」に依拠しているというものである。

国際会計基準は「原則、基準、慣行、規程および手続」としているのに対して修正注解は、「会計処理の原則及び手続並びに表示の方法」(傍点筆者)と表現しているが、両者の間に本質的な差異はないと考えられる。

会計方針の基本的内容を構成する概念は、一つの会計事実について二つ以上の会計処理法の選択適用が認められ、そのなかから選択適用されたもの、というものである。したがって、一つの会計事実について一つの処理法しか認められていない場合には、いずれの会社でも、あるいは誰が財務諸表の作成・表示にあたって同一の処理法に基づいているはずであるから、あらためてその処理法を注記によって開示する必要性は見当たらない。

修正注解〔注1-2〕が「代替的な会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。」としているのは、その意味ではきわめて当然の規定と考えられる。

この規定は、企業会計原則、一般原則の5「継続性の原則」の適用を要請する注解〔注3〕に表明されている。すなわち、「企業会計上継続性が問題とされるのは、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適

用が認められている場合である。」として、会計処理の方法及び手続について、“経理自由の原則”に基づく選択適用の自由を認めた上でその継続適用を要請しているのである。

2 経理自由の原則と継続性の原則

経理自由の原則と継続性の原則は共存一体の関係にある。

そもそも、企業会計は統一性 (uniformity) と多様性 (diversity) という相逆行する志向性を有するものであり、経理自由の原則はその多様性を志向するものである。

すなわち、企業はそれぞれ業種、規模、経営組織及び経営方針を異にするものであるから、経理の方針も合法的な範囲内において、企業の主体性すなわち自主的判断に基づく会計処理が認められて当然である。これが経理自由の原則である。

合法的な範囲内とは、一般に公正妥当と認められた会計処理の方法及び手続であり、そのなかから企業がもっとも適切と判断するものを自由に選択適用してえられた結果こそ、相対的真実性に合致するものとされるのである。

一般に公正妥当と認められた会計処理の方法や手続のなかで、どれがより優れているか否かの議論は成り立たない。なぜなら、諸条件の異なる企業において、もっとも妥当と判断されて選択適用されたものが、当該企業にとって他の会計処理の方法及び手続に比して優れたものと評価されうるものである。しかしながら、選択適用の自由のもとに、毎期会計処理の方法や手続を正当な理由なくして勝手気ままに変更することは許されうべくもない。

注解〔注3〕に「企業が選択適用した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果、企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる。」と定めるとおりである。

継続性の原則は、恣意的な利益操作を防止すると共に、経理の首尾一貫性のもとに期間損益の比較を可能にしている。

したがって、経理自由の原則は継続性の原則によって限定され、その枠内で

生かされるものでなければならない。

今次の商法改正に際して、「会計処理の継続性の原則を商法中に明定する」ことについては検討はなされたが、結局採り入れられなかったのは遺憾である。これは、商法上、会計処理の継続性の原則を明定することは、元来、適法と認められている会計処理の方法及び手続から、他の適法と認められている会計処理の方法及び手続に変更することが違法となることが問題になったものと解される。その妥協の産物として、改正商法第 281 条ノ 3 第 2 項第 5 号が定められ、監査役又は会計監査人が監査報告書において、会計方針の変更が相当であるか否か、及びその理由を記載することによって、裏面的に継続性の原則を遵守することを期待するに止まったのである。

改正財務諸表等規則第 5 条第 1 項第 3 号は、「当該会社が採用する会計処理の原則及び手続については、正当な理由による変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用されていること。」、さらに同条第 2 項は「財務諸表に記載すべき事項で同一の内容のものについては、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて、同一の表示方法を採用しなければならない。」として、会計処理の原則及び手続、表示の方法についての継続適用を求める規定を設けている。

3 改正計算書類規則第 3 条第 1 項ただし書と 継続性の原則

筆者は、改正規則第 3 条第 1 項ただし書の規定から、商法は依然として継続性の原則を基本的に否認しているものと解釈する。

なぜなら、改正規則第 3 条第 1 項ただし書の「商法第 285 条ノ 2 第 1 項に規定する評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。」とする規定は、旧規則第 14 条第 2 項の「流動資産につき商法第 285 条ノ 2 第 2 項に規定する評価の方法を採用するときは、その旨を注記しなければならない。」とする規定と、表現の違いだけで内容的には何ら変わっていないからである。

商法第 285 条ノ 2 第 2 項、すなわち「低価法」を採用する場合に限り注記を要するとする旧規則の表現を改正規則は、商法第 285 条ノ 2 第 1 項、すなわち「原価法」を採用するには注記を要しない、と表現を変えただけで内容的にはまったく同一のものである。

原価法のなかにも、先入先出法、後入先出法、各種平均法があり、そのいずれを採用するかによって棚卸資産にせよ、有価証券にせよ、その繰越価額および売上原価その他の費用額は、かなりの影響を受けることになる。

したがって、原価法のなかのいずれの方法を採用したかを注記することは会計報告上不可欠であると考ええる。この注記が行なわれなければ、流動資産の評価方法に関しては、事実上継続性の原則の適用はないと考えざるをえない。

黒沢清教授は「昭和 56 年 6 月の改正商法では、僅かに、第 281 条ノ 3 第 2 項、監査報告書の記載事項に関する規定において、その第 5 号に、貸借対照表及び損益計算書の作成に関する会計方針の変更が相当なるや否や及び其の理由、として会計方針という概念が採用されたにとどまった。しかし、このことは従来日本商法が、頑固に継続性の原則を否認しつづけてきたことを自己批判し、会計方針の名において継続性の原則の重要性を認識したという意味において高く評価されるのである。」⁽¹⁴⁾と述べておられる。

たしかに、規定それ自体をみる限りでは、商法が暗に継続性の原則の適用を要請しているものと解することができるが、改正規則第 3 条第 1 項は、資産の評価の方法を重要な会計方針として注記を義務づけていながら、そのただし書において、それをくつがえし実質的に継続性の原則を否認しており、それによって、改正商法第 281 条ノ 3 第 2 項第 5 号の規定は、当初から形骸化されたものと言わざるをえない。

一方、修正注解〔注 1 - 2〕は、「代替的な生きる基準が認められない場合には、会計方針の注記を省略することができる。」としており、商法第 285 条ノ 2 第 2 項の「低価法」を、同条第 1 項の「原価法」に対する「代替的な評価基準」と認識し、原価法を採用した場合にもその旨を注記しなければならない。

同注解は、その(イ)及び(ロ)において有価証券及びたな卸資産の「評価基準」(原価法または低価法)及び「評価方法」(先入先出法、後入先出法、または各種平

均法等)の両者を会計方針として明定しているから、原価法のなかのいずれを採用したかを注記しなければならないことは明らかである。

それに関して、改正財務諸表等規則第8条の2第1号は「有価証券の評価基準及び評価方法」、第2号は「たな卸資産の評価基準及び評価方法」の記載について定めているが、改正規則第3条第1項ただし書とは対照的に、評価基準と評価方法とを明確に区別し、採用した評価方法の具体的記載を求めている。

さらに、改正財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則取扱要領(蔵証第1412号、昭和57年9月21日、以下、「改正財務諸表等規則取扱要領」といい、それに対し「旧財務諸表等規則取扱要領」という。)第9の4は「規則第8条の2第1号に掲げる有価証券の評価方法とは、取得原価を算定するために採用した方法例えば移動平均法、総平均法等をいう。」と定め、第9の5は「規則第8条の2第2号に掲げるたな卸資産の評価基準及び評価方法とは、売上原価及び期末たな卸資産を算定するために採用したたな卸資産の評価基準及び評価方法をいう。この場合の評価方法とは、例えば個別法、先入先出法、後入先出法等をいう。」の規定に対して、改正規則第3条第1項ただし書による流動資産の原価基準の評価の方法その他その採用が原則とされている会計方針については、その記載を省略することができる、とする規定は、同一事項の会計方針に対する商法上の開示規定と、証取法上の開示規定との実質的な相違点であり、それは両者のディスクロージャーに対する基本的姿勢の反映と解することができる。

改正財務諸表等規則取扱要領第9の6は、たな卸資産の評価方法の記載に関して、改正財務諸表等規則第17条第1項第5号から第10号までに定める種類、すなわち商品、製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品に区別して、それぞれに採られた評価方法を記載するものとしている。さらに改正財務諸表等規則取扱要領は、改正財務諸表等規則第8条の2の第3号から第8号に掲げる事項の記載について次のように定めている。

- ① 固定資産の減価償却の方法に関する記載について(同第9の7)
- ② 繰延資産の償却方法に関する記載について(同第9の8)
- ③ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準の記載について(同第9の

9)

- ④ 引当金及び準備金の計上の理由，計算の基礎その他の設定の根拠の記載について（同第9の10）
- ⑤ 収益及び費用の計上基準の記載について（同第9の11）
- ⑥ その他財務諸表を作成するための重要な事項の記載について（同第9の12）

以上のように，証取法上の会計方針の開示規定は，商法上のそれに比べてより適正かつ厳密であり，商法計算書類規則の不適正な条項について早急な統一化のための改正を提唱するものである。

4 注記事項の記載方法

重要な会計方針の開示に関して問題となるのは次の3点であろう。

- 第1 どの事項が重要な会計方針としてとりあげられるべきか。
- 第2 会計方針をどの程度くわしく説明すべきか。
- 第3 注記事項の記載をどのようにすべきか。

第1の問題点は，改正規則，改正財務諸表等規則および修正注解において具体例を示す形で規定しているが，その内容において，なお今後検討を要する部分をのこしているといえる(それについては，3.「改正計算書類規則第3条第1項ただし書と継続性の原則」において述べた.)。

第2の問題点は，国際会計基準第1号第18項において「財務諸表には，採用されたすべての重要な会計方針を明瞭かつ簡潔に開示しなければならない。(should include clear and concise disclosure)」と表現するように，一般的には説明が不足にならない程度に短文の記述が支持されている。

改正規則第3条の2第1項は「貸借対照表又は損益計算書に記載すべき注記は，貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載すること。」を原則とし，ただし書において「他の適当な箇所に記載することを妨げない。」としている。

この規定に類する定めは，修正注解〔注1-4〕に，注記事項の記載方法についてと題し，「重要な会計方針に係わる注記事項は，損益計算書及び貸借対照表

の次にまとめて記載する。」としている。

なお、その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができるとし、両者の間には若干の差異がうかがえる。

改正規則にいう「貸借対照表又は損益計算書の末尾に記載しなければならない。」とは、「脚注」を意味していると思われるが、修正注解〔注1-4〕は、「まとめて」損益計算書及び貸借対照表の次に記載するものとしている。それは脚注ではなく一括記載の方法を指示しているものと考えられる。さらに修正注解〔注1-4〕は「その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。」としている。

改正財務諸表等規則第8条の2は、重要な会計方針は「利益金処分計算書又は損失金処理計算書の次に記載しなければならない。」と規定している。

また、注記の方法について同第9条は「この規則の規定により記載すべき注記は、脚注として記載することが適当であると認められるものを除き、第8条の2及び第8条の3の規定による記載の次に記載しなければならない。」としている。

修正注解が損益計算書及び貸借対照表の次に記載するものとしているのに対し、改正財務諸表等規則は利益金処分計算書又は損失金処理計算書の次に記載するものとしている点は異なるが、いずれも一括記載の方法を採用している。

なお、改正規則は脚注記載を原則としているものであって、一括記載を禁じているものではない（改正規則第3条の2第1項ただし書）。

重要な会計方針は、財務諸表の作成方法、財務諸表の重要項目の性格、数値等に関する説明が主であり、その記述はかなり長文になる可能性がある。したがって、一括記載方式が採られることは明瞭性の原則に合致するものであり当を得たものと考えられる。

国際会計基準第1号第19項は次のように定めている。

「19 採用された重要な会計方針は、財務諸表の不可分の一部として、これを開示しなければならない。通常、会計方針は、一箇所にまとめて開示しなければならない。（The policies should normally be disclosed in one place.）」

また、開示の様式、明瞭性の程度、および完全性等については、わが国の規定がいかに有効に運用されるかにかかっており、今後の実践を見守る以外にない。

同基準第1号第14項は次の規定を設けている。

「会計方針は、現在のところでは、すべての財務諸表において、規則的かつ十分に開示されているとはいえない。会計方針の開示されている国々の相互間においても、また、国内的にも、開示の様式、明瞭性の程度、および完全性に相当のばらつきがある。(Considerable variation in format, clarity, and completeness of disclosure) 国際的企業の成長と国際金融の発展のために、国境を越えて財務諸表の統一性を高める必要が増大してきている。(The growth of international enterprises and finance has increased the necessity for greater uniformity of financial statements across national boundaries.)」

ここに、米国の銀行、バンカメリカ・コーポレーション (Bankamerica Corporation) 及びその子会社の1981年12月の決算報告書に記載されている「主要な会計方針」を例示する。

バンカメリカ・コーポレーション (親会社単独) 並びにバンカメリカ・コーポレーション及びその子会社財務書類に対する注記

1 主要な会計方針

バンカメリカ・コーポレーション及びその子会社の財務書類は、一般に認められた会計原則及び銀行業の一般慣行に準拠して作成されている。ただし、非銀行業子会社については、銀行業子会社とは異なり、当該業種における会計慣行に準拠しているものがある。財務書類を作成するにあたって採用した主要な会計及び報告の方針を要約すると下記の通りである。

財務書類の作成方法

バンカメリカ・コーポレーション及びその子会社 (以下当社という) の

連結財務書類には、バンカメリカ・コーポレーション(以下親会社という)、バンク・オブ・アメリカ NT & SA (以下銀行という)及び連結子会社、すなわち親会社が直接または間接に50%を超える議決権株式を所有している会社の財務書類が連結されている。子会社の収益、費用、資産並びに負債は、連結会社間のすべての重要な取引高及び勘定残高を消去した後に、連結財務書類の各該当する勘定に含まれている。

関連会社(20%以上50%以下の持分を所有されている会社)及び合併事業に対する投資は、持分法によって経理されており、投資額は当該投資会社の純資産に対する持分相当額で評価し、「投資有価証券」に計上されている。関連会社投資から発生する損益は、「その他の収益」に計上されている。

その他の会社に対する投資は、低価法により計上されており、配当金を收受した時点で収益は計上される。前期以前の若干の金額は、当期における表示方法に沿うべく組替されている。

有 価 証 券

投資目的で保有する債券は、取得原価を基礎として計上されており、割増金は満期日または償還日のいずれか早い日までに償却する方法により、また、割引額は満期日までに増価する方法により修正されている。投資目的で保有されている株式については「財務書類の作成方法」の項で述べてある。有価証券の売却から生じた損益は、「有価証券売買損益(純額・税効果控除後)」に含まれており、その売却原価は、個別原価法によって計算されている。

商品有価証券は、市場価額で計上されている。商品有価証券の売却により実現した損益は、「商品有価証券売買益及び手数料」に含まれており、その売却原価は、平均原価法によって計算されている。当社が、米国政府及びその他の証券の取扱業者として、当社の通常の営業活動に関連して所有する有価証券を市場価額へ修正することにより生ずる未実現損益もまた、「商品有価証券売買益及び手数料」に含まれている。

投資会社である上場子会社の所有する、公開市場で売買可能な、市場性ある有価証券は、市場価額で計上されている。これらの投資に係る実現及

び未実現の損益は、その他利息以外の収益に含まれている。

貸 出 金

貸出金は、貸出中の元本の金額で計上されている。貸出手数料は、通常、対応する貸出もしくはサービス期間にわたって収益に計上される。

割引の形式によらない貸出金の利息は通常、貸出中の元本の金額を基礎に発生額が計上される。割引による貸出金利息は、貸出の全期間にわたって、おおむね貸出金に対する利息収益率を一定とする方法により計算されている。

貸 倒 引 当 金

経営者は、毎月、貸出金のポートフォリオを評価・決定して、貸倒引当金を計上している。この評価を行うにあたり、必ずしもそれに限定されることはないが、一般経済情勢、貸出金ポートフォリオ構成さらに過去の貸倒実績及び将来の貸倒予測等の要素を勘案している。

リ ー ス 金 融

当社は、顧客に対し様々なリース契約を結ぶことにより、顧客が機械装置を取得するための融資を行っている。直接ファイナンス・リース取引として計上されている資産の残高は、前受収益を控除した後の受取債権総額に見積残存価額を加算した金額である。ファイナンス・リースの一形態であるレヴァレッジ・リース取引として計上されている資産の残高は、当該リース資産の取得価額から定額法によって計算された減価償却引当金控除後の金額である。

直接ファイナンス・リースの前受収益は、リース資産簿価に対し各期ほぼ収益率を一定とする方法により、リース期間にわたって償却される。レヴァレッジ・リースの前受収益は、リースに対する純投資額に対し各期ほぼ収益率を一定とする方式により、リース期間にわたって償却される。

その他の所有不動産

「その他の所有不動産」には、業務を廃止した銀行の土地建物、抵当権実行により取得した固定資産、債務免除と引換えに取得した固定資産及び年金基金の引当てとしての海外の子会社の不動産投資が含まれている。

これらの所有不動産は、通常、取得原価又は期末評価価額のいずれか低い方の価額によって計上されている。貸出金の全部もしくは一部を弁済するために資産を取得した時に生ずる損失は、貸倒引当金に負担させている。

土地建物及び設備

土地建物、設備及び賃借建物の造作設備は、原則として、資産の種類ごとの見積耐用年数または貸借期間にわたって定額法により計算された減価償却引当金控除後の金額で表示されている。資産を除却・売却した場合には、当該資産にかかる取得原価並びに減価償却引当金を関連する勘定から減額し、除却・売却損益は当該期間の損益に計上している。維持修繕費及び金額的に重要性のない改修費は、発生のつど当該期間の損益に計上されている。改良のための原価は該当する固定資産勘定に加算されている。

法人税等

親会社は、親会社、銀行（海外支店を含む）及び、それらの国内の子会社をあわせて、連結連邦法人税申告書を作成し提出している。州、地方並びに外国法人税申告書は、各会計単位の課税対象となる営業活動に基づいて作成され、提出されている。カルフォルニア州では結合法人税申告書が提出されている。

連結及び結合法人税等要納付額は、原則として、各社が個別に申告したと仮定した場合の各会社の税額に応じて、各会社へ配分されている。各社は、上記の配分方法による要納付額の純額を親会社に対し支払っている。連結及び結合申告書において、利用できる各社の欠損金に見合う税額及び超過税額控除相当額は、当該税務上の恩典を有している各社へ親会社より払い戻されている。

税務申告書上で申告される年度が、会計帳簿上、利益と認識される年度と異なる取引（期間帰属差異）と、税務上あるいは、会計帳簿上のいずれか一方のみに計上される取引（永久的差異）とがある結果、税務上の利益と会計帳簿上の利益との間に差異が発生する。期間帰属差異の結果、繰延税額が発生し法人税等引当額は、その分だけ当年度の税務申告書上の実際

の支払額と相違する。永久的差異の結果、法人税等引当額は法定税率にもとづいて計算した金額と相違することになる。

在外合併事業及び在外関連会社の未分配利益に対しても、合衆国法人税等は引当てられる。この引当額は「法人税等」に計上される。これらの利益は、米国では、資金が送金されるまでは課税されず、これに対応する法人税は連結貸借対照表上、繰延税額として計上されている。

当社が50%超の株式を所有する在外子会社の未分配利益は、通常いずれ再投資されるので、これらに対しては、合衆国法人税は引当てられていない。それらが送金されてきた場合には、税額控除を適用する結果、その場合の納付税額は著しく減少することになる。

当年度中に取得した投資税額控除適格資産については、当年度に法人税の各種の税額控除を受けている。財務会計上は、これら各種の税額控除額は当該資産の耐用年数にわたって償却される。償却額は、連結損益計算書上の「法人税等」に貸記されている。

5 会計方針の変更の注記

“重要な会計方針の変更又は変更による影響とは”

会計方針の変更の注記について改正規則第3条第2項は「貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に記載しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。」さらに同条第3項は「前項の規定は、貸借対照表又は損益計算書の記載方法を変更したときに準用する。」と規定し、旧規則第3条第1項の「評価の方法その他会計の処理の方法」という文言を「会計方針」と改めたところを除けば本質的な差異はないと考える。

また、改正財務諸表等規則第8条の3は「会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載（重要な会計方針の記載）の次に記載し

なければならない。

- 1 会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容。
 - 2 表示方法を変更した場合には、その内容。」
- と規定している

上記第1号の、「当該変更が財務諸表に与えている影響の内容」について、改正財務諸表等規則取扱要領第9の13は「当該会計処理について前事業年度と同一の基準を適用した場合において計上されるべき経常利益、税引前当期純利益又は当期未処分利益その他の重要な項目の金額に、当該変更が差異を与える結果となったことをいうものとする。」として影響の内容を明定している。

前述のように会計方針とは、原則、基準、その適用方法および手続を包含するものであるから、今回の改正において内容的には統一化されたものと解する。

ただ、記載の方法については、改正規則が脚注によることを原則としているのに対し、改正財務諸表等規則は一括記載によるものとしている。

次に注記の省略について、改正規則第3条第2項ただし書は「その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨又は変更による増減額の記載を要しない。」と規定している。従来から、旧規則の「その変更が軽微であるときは」の文章表現が変更そのものが軽微である場合を意味するのか、あるいは変更による影響が軽微である場合を意味するのか、その不的確な文言による表現の曖昧さが指摘されていた。

改正規則が「その変更又は変更による影響が軽微であるときは」と改めたことは、変更それ自体が重要であり、かつ変更による影響も重要である場合、そのいずれかが重要である場合のすべての場合において注記を要することを明示したものと解される。

さらに、その変更が重要なものであって、変更による影響が軽微である場合にも注記しなければならない。その例として、改正財務諸表等規則取扱要領第9の14のただし書は「当該事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合は、記載を要するものとする。」さらに同第9の15は「第9の14ただし書に該当する場合には、翌事業年度の財務諸

表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を記載するものとする。」と定めている。

筆者は、改正規則第3条第2項ただし書の規定並びに注解〔注3〕継続性の原則について、における「会計処理の原則又は手続に重要な変更を加えたときは」の“重要性”も、このような解釈に基づいて運用されるべきものとする。

また、表示方法を変更した場合の記載について、改正財務諸表規則取扱要領第9の16は「規則第8条の3第2号の規定による表示方法の変更に関する内容の記載は、前事業年度の財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載するものとする。ただし、変更の内容が明確に判断しうる場合には、これを行わないことができる。」として期間比較の必要性を明示している。

6 会計方針の変更理由の記載

改正規則第46条第2項は「貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、附属明細書にその変更の理由を記載しなければならない。ただし、変更が軽微であるときは、この限りではない。」と定めている。この規定は、改正規則第3条第2項「貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。」によって、その変更が計算書類に注記された場合の補足的な情報を開示させるためのものである。

すなわち、会計方針を変更したときは、変更した旨及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益計算書に注記すると共に、その変更の理由は附属明細書に記載されることにしたのである。

附属明細書の機能について改正規則第46条第1項は、「附属明細書には、この規定で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書及び営業報告書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。」として基本財務諸表からは知りえない事実を開示せしめる目的を明らかにしている。

会計方針の「変更の理由」を貸借対照表又は損益計算書の注記事項としないで、附属明細書の記載事項とされた理由として、

- ① 商法第281条ノ3第2項第5号(大会社にあっては、商法特例法第2条)に

ついて監査役（大会社にあっては会計監査人）の作成する監査報告書において「貸借対照表又ハ損益計算書ノ作成ニ関スル会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ及其ノ理由」が記載され、この監査報告書を含む計算書類（商法第281条第1項第1号から第4号に掲げる書類）が株主に直接開示されることによる重複開示を避けるため、（財務諸表注記と監査報告書記載の重複記載）

- ② 変更理由を詳細に開示させるためには、財務諸表注記よりも附属明細書記載にした方がよい。

の2点があげられているが、会社の経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす会計方針の変更は取締役が行うものであるから、その変更に係わる取締役の株主に対するアカウントビリティは、株主に対する自らの直接開示によって遂行されるべきであると考える。

財務諸表注記による変更理由の開示を附属明細書に移したことは、取締役における変更理由が監査役のそれと同一のものであるとしても、本来、取締役が負うべき直接開示責任を監査役又は会計監査人に転嫁するような制度は否定されねばならないと考える。

変更の理由についてさらに詳しく知りたいという株主には、それが備置されている会社の本店または支店まで来てもらうというのでは、株主に対して不親切な態度といわねばならない。

「法務省令制定に関する問題点」に対する意見書（昭和57年7月14日、企業会計審議会）

2の(1)の②「会計方針の変更理由」において次のように述べている。

「変更の理由」を貸借対照表及び損益計算書の注記事項とすることは、次の理由から妥当と考える。

- イ 会計方針の変更に関する理由の開示は、会計方針の変更の妥当性を正しく理解するうえから必要な情報であること。
- ロ 企業会計原則、財務諸表等規則においてもこの種の規定が設けられており、本項を注記事項とすることにより、両者の一元化が図られること。（会計原則、同注解〔注3〕、財務諸表等規則第8条の3第1号及び第2号）

番場嘉一郎教授は、変更理由の開示と附属明細書の位置づけについて次のように述べている⁽¹⁵⁾。

「株主に送付される商法決算書（営業報告書、注記を含む）は株主のみが利用するのでなく、債権者、投資家、信用調査員、アナリスト、アドバイザー、従業員、国家機関、社会大衆といった会社の動向に関心をもつあらゆる人々がこれを見て、情報を正確に、十分にキャッチしようとするものであるから、会社が開示している情報のあらゆる部分が決算書を見ても載っていない、会社の本店、支店に行ってみなければ……という状態は好ましくない。財務諸表を正しく読みとるに必要と考えられるサポートिंगな情報、補足的情報は注記事項として、あるいは補足事項として、決算書に含めておくべきである。決算書を見る者の便宜、見る者への思いやりを念頭におくべきだといわねばならない。

附属明細書が株主への直接開示手段として決算書に含められるのなら問題は起らない。そうでないから上記の点が問題となるのである。

附属明細書の内容を見ようという努力家がいることも否定しえない。従って、附属明細書の情報機能を明確にわきまえて、附属明細書の種類及び記載内容を定め、有用なものを作って公開することは結構であるが、分析情報、補足情報を附属明細書の方に委ね、財務諸表の注記事項や補足事項をゆるがせにすると、いう態度は否定されるべきである。」

ここに、バンカアメリカ・コーポレーションの1981年12月の決算報告書に記載されている「会計方針の変更理由」の開示例を示す。

2 外貨建取引及び外貨換算に関する会計処理の変更

1981年12月に、財務会計基準審議会（FASB）は、財務会計基準書（SFAS）第52号「外貨換算」を公表した。それにより外貨建取引及び外貨表示財務書類の換算のための会計及び報告基準は改訂されることになった。かかる意見書によれば、外貨表示財務書類を連結財務書類上の報告通貨に換算した場合の影響額、特定の為替ヘッジ契約及び連結会社間取

引より発生した損益は、これまで定められていたように当期純利益に含めるのではなく、持分資本の構成要素として別途累積することとなった。財務会計基準書第52号の発効日以前においてもその適用を奨励している為、当社は、1981年1月1日に開始する事業年度より、新しい基準に準拠することにした。その結果当期純利益は、16.4百万ドル、また1株あたり利益は0.11ドル増加することになった。基準書の規定に従って、過年度の財務書類については遡って修正がされていない。外貨換算調整勘定累積額の分析は、連結持分資本変動計算書に示されている。

なお、「会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ」の判定基準には、その変更に正当性があるかどうかの要素と、それが変更に値する重要性があるかどうかの2つの要素が含まれると考える。

従来、わが国ではこうした場合、「会計方針ノ変更ガ相当ナルヤ否ヤ」の相当である場合、あるいは不相当である場合の定義を示さずに、どちらかのケースを例示する方法を採ることが多かった。その結果、会社の恣意的な利益操作を目的としてなされたものを除いて、すべてその変更が相当であるという解釈に終局されることを恐れるものである。

期間比較を可能にするという、もう一つの本質的機能が保証されて初めて、商法が継続性の原則を実質的に認容したことになるものと考ええる。

財務諸表の利用者に有益な情報を正しく伝達するに当り、当該規定の慎重な運用は、今回の法規改正によって新たに設けられた会計方針に係わる開示規定の有効性を高め、ディスクロージャーの本来の目的を達成するための重要なカギとなるであろう。

IV むすびに代えて

最近、ディスクロージャーを検討する場合、よく議論されることの一つにコスト・ベネフィット (cost-benefits) 論がある。

会社が情報開示のために財務諸表等を作成し、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成する一連の会計手続には、たしかに多額のコストを要する。だからといって、それに見合う「恩恵」があってしかるべきという発想は間違いであり、筋違いというものである。そうした発想にもとづく会社側の“自発的情報公開”は、ディスクロージャーではなくてPRである。

PRは、会社の売上増大を目的として行なわれるものであるから、コストに見合う十分な効果を考慮した上で行なわれるべきであろう。

ディスクロージャーは、会社自体の利益増大を直接の目的とするのではなく、会社の存在を可能にしている利害関係者の利益の保護を目的とするものであるから、それに要する費用は会社の維持発展を図るための社会的コストと解すべきである。

すなわち、営利企業といえども生産及び配給等の社会的役割を有する社会的制度として存在する経済主体なのである。“会社は存在するだけで社会的責任を負う”といわれるほど、その存在は国民生活と密着している。

しかし、それはミニマム（minimum）な責任であり、ディスクロージャーは会社の存在責任を果すのではなく、積極的に公正な取引と正常な企業経営を促進することによって、多数の利害関係者の利益を保護することの本来の機能を発揮しなければならない。

今般の商法等の改正に次いで、証取法上のディスクロージャーに関する省令——財務諸表等規則、同取扱要領、連結財務諸表規則、中間財務諸表規則、財務諸表等の監査証明省令、有価証券の募集又は売出しの届出省令等——が、その改正の趣旨に沿って改正されたが、筆者は、コスト・ベネフィット分析から証取法と商法のディスクロージャー制度の一元化を期すべきであると考え、その一つの方向性として、大会社については証取法方式への統一化を期待するものである。

さらに、今後の会社のディスクロージャーのあり方について、どうすれば強行規定と罰則とによるのではなく、会社の自発的な公開姿勢と会計監査の指導助言的働きかけとによって、ディスクロージャーの拡充と有効化を図ってゆくことができるかを、関係者が真剣に考えるべき時期にきていると認識する。

〔註〕

(1) 国税庁のまとめによる昭和56事務年度（昭和56年7月から57年6月まで）の「法人税白書」によると、56事務年度中に、申告内容に疑いがあるなどとして税務調査をうけた法人数は、全法人の10.4%にあたる18万8千社。このうち81.5%の15万3千社から申告漏れまたは不正申告がみつかった。この中で収入除外、経費水増などの経理操作などによって脱税していた法人は4万8千社にのぼった。これは、調査した法人の25.6%を占め、前年度の21.6%を大きく上回った。不正所得総額は前年度より249億円多い2,274億円で史上最高を更新した。

こうした不正経理の実態は、年々増加の傾向にあり、ディスクロージャーの拡充が、果してその歯止めとしての力を発揮しうるかは大きな疑問といわざるをえない。

それは、経営者の社会的責任の自覚を待つことなしに、いかなる罰則規定をもって臨んでも有効な防止策とはなりえないと考える。

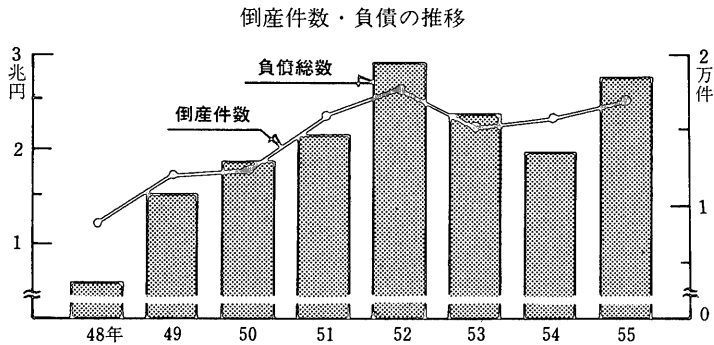
不正申告の割合の高い業種ワースト10

(56事務年度)

順位	業 種	不正申告 件数割合 (%)	一社当たり の不正金額 (千円)	前年順位
1	バ ー	51.6	8,704	—
2	採石、砂・砂利採取業	35.0	9,214	6
3	土木工事業	33.7	3,813	1
4	す し 屋	33.4	3,173	—
5	喫 茶 店	33.1	2,062	8
6	職別土木建築工事業 { 塗装工事, 鉄骨・鉄 } { 筋工事など }	32.0	3,071	2
7	一般土木建築工事業	31.8	4,344	3
8	その他飲食店 { 大衆食堂, ドラ } { イブインなど }	31.3	3,566	4
9	外国料理店	31.2	4,910	—
10	その他の設備工事業 { 昇降設備工事, } { さく井工事など }	31.0	3,914	—

国税庁：「法人税白書」

(2) 東京商工リサーチの調べによると、昭和48年から同55年までの倒産件数・負債の推移は次のとおりである。



- (3) 高田正淳掲稿「公開の意味と商法における公開論理」, 会計, 第121巻, 第2号, 3頁.
- (4) 大規模株式会社(大会社)とは, 改正株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下,「商法特例法」という.)に定められている。
第2条第1項
- 1 資本の額が5億円以上であること。
 - 2 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上であること。
- (5) 改正商法第281条第1項に規定する計算書類は次のとおりである。
- 1 貸借対照表
 - 2 損益計算書
 - 3 営業報告書
 - 4 利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案
- (6) 旧商法第284条
定時総会ニ於テ前条第1項ノ承認ヲ為シタル後2年以内ニ別段ノ決議ナキトキハ会社ノ取締役又ハ監査役ニ対シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行為アリタルトキハ此ノ限リニ在ラズ。
- (7) 改正商法第283条第1項
取締役ハ第281条第1項各号ニ掲グル書類ヲ定時総会ニ提出シテ同項第3号ニ掲グル書類ニ在リテハ其ノ内容ヲ報告シ, 同項第1号, 第2号及第4号ニ掲グル書類ニ在リテハ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス。
- (8) 改正商法特例法第16条
各会計監査人の監査報告書に第13条第2項の規定による商法第281条ノ3第2

項第3号に掲げる事項の記載があり、かつ各監査役の監査報告書にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨の記載がないときは、商法第283条第1項の規定にかかわらず、取締役は、同法第281条第1項第1号及び第2号に掲げる書類について定時総会の承認を求めるとを要しない。この場合においては、取締役は定時総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。

- (9) 若杉明掲稿「企業内容開示制度に関する基礎的考察——参加の理論に立脚して——」, 会計, 第121巻, 第2号, 42~43頁.
- (10) 前掲書, 44頁.
- (11) 前掲書, 36頁.
- (12) Disclosure of Accounting Policies, 6, Opinions of Accounting Principles Board, No. 22, 1972. 4. The American Institute of Certified Public Accountants.
- (13) Disclosure of Accounting Policies, 8, International Accounting Standard, 1975. 1. 1.
- (14) 黒沢清掲稿「新しい計算・開示の体系について」——法会計学的パラダイムの検討——, 企業会計, July, 1982, VOL. 34, NO. 7, 6頁.
- (15) 番場嘉一郎掲稿「附属明細書の情報機能——計算書類脚注との関係——」, 企業会計, Oct, 1981, VOL. 33, 22頁.